

グループホーム等の社会福祉施設における防火安全対策等について



千葉県消防局予防部予防課
違反処理係

平成22年3月25日(木)



グループホームなど小規模社会福祉施設の 防火安全対策

[消防法令の一部改正について]



平成18年1月、長崎県大村市の
認知症高齢者グループホームで深夜、

火災が発生し、入所者7名が亡くなるという惨事になりました。これを受けて平成19年6月、消防法施行令が一部改正されました。この改正により、認知症高齢者グループホームなど火災発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する小規模社会福祉施設でも、防火管理者を選任し、施設の実態に応じた消防用設備等を設置することが義務づけられました。改正法令を遵守することにより、入所している方々の安全を確保し、併せて関係者が安心して入所者のケアを行うことが求められます。

法令改正概要 (平成21年4月1日施行)

1

防火管理者の選任等

- 防火管理者の選任・届出、消防計画の作成・届出
 - 火気管理、避難訓練等の防火管理業務の実施
- …収容人員10人以上の対象施設

2

消防用設備等の設置

- 自動火災報知設備…すべての対象施設(経過措置:3年)
- 火災通報装置(消防機関へ通報する火災報知設備)…すべての対象施設(経過措置:3年)
- スプリンクラー設備…延べ面積275m²以上の対象施設(経過措置:3年)
〈建物の位置、構造、設備等の状況によっては、設置が免除される場合があります。〉
- 消火器…すべての対象施設(経過措置:1年)

※スプリンクラー設備の設置基準については裏表紙「改正法令の施行日について」をご覧ください。



●防火管理者の選任義務

今回の改正により、これまで防火管理が義務づけられていなかった小規模な社会福祉施設も新たに対象となりました。今後は小規模な施設でも防火管理者を選任し、施設の実態に応じた消防計画の作成や防火教育・訓練の実施などの防火管理業務を行わせる必要があります。



■防火管理者の選任が必要となる基準

法令改正により、防火管理者の選任が必要となる基準が収容人員（入所者と従業員を合算した人数）10人以上となる施設は、次のようになります（消防法施行令別表第一（6）項口）。

改正前

用途区分	収容人員
イ 病院、診療所、助産所	
(6)項口 老人福祉施設、地域活動支援センター、身体障害者福祉センター等	
ハ 幼稚園、特別支援学校	30人以上
(16)項イ 複合用途の建物等のうち、その一部に(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イの用途部分を含むもの※	
(16)2項 地下街	

※さまざまな用途のテナントが入っているビル等で、不特定多数の人が出入りする飲食店等や、行動力にハンディキャップのある人が出入りしている病院等の用途をテナントの一部に含んでいる建物等。

■防火管理とは

防火管理の目的は、“自分たちの施設は自分たちで守る”を実践するために、火災の発生の防止と、万一火災が発生した場合に被害を最小限に食い止めることにあります。そのために日常の火気管理の徹底、消防用設備等の維持管理、消火訓練や避難訓練などを含む消防計画を作成します。

【防火管理の体系】

法律で定められている防火管理のしくみは下図のとおりです。



【管理権原者とは】

防火管理に必要な建物・施設の管理について権原を有する人を管理権原者と呼びます。通例、事業所の代表者・経営者などがそれに当たります。管理権原者は防火管理者を選任の上、防火管理に必要な業務を行わせなければなりません。

※管理権原者は、遅滞なく建物を所管する消防長（消防署長）へ防火管理者の選任又は解任の届出をしなければいけません。



[防火管理者とは]

防火管理者は防火管理業務を行うため管理権原者から選任された人を指し、一定の資格が必要です。防火管理者は管理権原者に指示を求めたり、従業員などに指示を与える必要もありますので、管理的・監督的地位にある人を選任します（管理権原者が防火管理者になることもできます）。

[防火管理者の資格]

防火管理者の資格は次のとおりです。

- 下記の機関が実施する防火管理者資格講習を修了した者
・都道府県知事 ・消防長 ・総務大臣の登録を受けた法人
- 防火管理者として必要な学識経験を有する者



[防火管理者の仕事]

管理権原者は防火管理者に消防計画を作成させ、次のような防火管理に必要な業務を行わせなければなりません。

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| ① 消防計画の作成と届出 | ⑤ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 |
| ② 消火、通報及び避難の訓練の実施 | ⑥ 収容人員の管理 |
| ③ 消防用設備等の点検及び整備 | ⑦ その他防火管理上必要な業務 |
| ④ 火気の使用又は取扱いに関する監督 | |

●消防用設備等の設置義務

今回の法令改正により、消防法施行令別表第一（6）項口に定めるグループホームなどの対象施設については、次のように消火設備と警報設備の設置の義務づけられる範囲が拡大されました。

消防用設備等の種類	改正前の設置義務	改正後の設置義務
自動火災報知設備	延べ面積300㎡以上の施設	すべての施設
火災通報装置（消防機関へ通報する火災報知設備）	延べ面積500㎡以上の施設	すべての施設
スプリンクラー設備	延べ面積1,000㎡以上の施設	延べ面積275㎡以上の施設※
消火器	延べ面積150㎡以上の施設	すべての施設

※延べ面積が1,000㎡未満の施設では水道を利用した「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」を設置することができます。

面積による制限がなくなり、すべての施設に設置します

延べ面積が275㎡以上の施設に設置します



自動火災報知設備



火災通報装置



消火器



スプリンクラー設備

[消防用設備等の検査]

上記の消防用設備等の設置が義務となった施設については、面積を問わず、消防設備士による施工及び消防用設備等の設置をする際の消防機関の検査が必要です。



改正法令の対象となる施設

改正法令の対象となる施設は、消防法施行令別表第一(6)項口に定められる次の施設です。

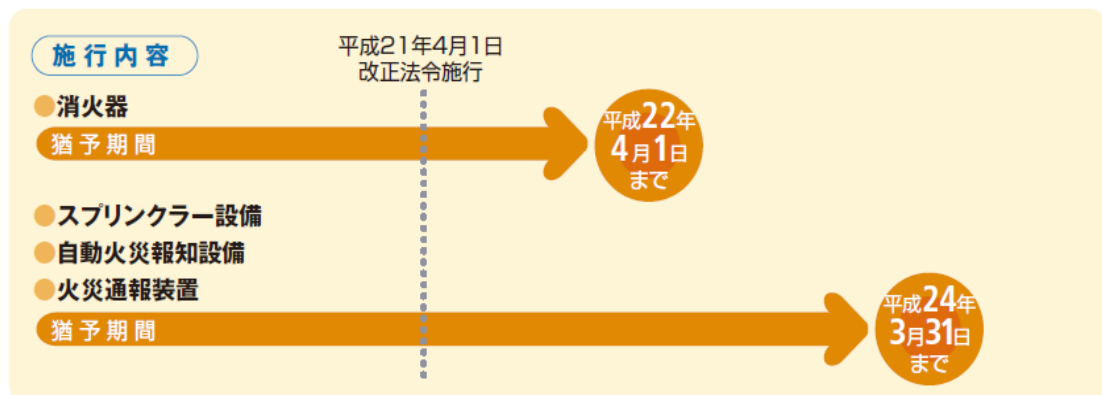


老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム	
有料老人ホーム	主として要介護状態にある者を入居させるものに限る(介護居室の割合が、一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上のもの)
介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設	
盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設	通所施設を除く
重症心身障害児施設	
障害者支援施設	主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る(障害者自立支援法に定める「障害程度区分」4以上の者が概ね8割を超える施設)
老人短期入所事業もしくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設(老人福祉法に規定するもの)	
短期入所もしくは共同生活介護を行う施設(障害者自立支援法に規定するもの)	主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る(障害者自立支援法に定める「障害程度区分」4以上の者が概ね8割を超える施設)

改正法令の施行日について

改正法令は平成21年4月1日に施行されます。ただし、既存施設(新築、改築工事中含む)については、経過措置として下記のような猶予期間を設けてあります(防火管理者の選任は、平成21年4月1日から必要です)。

■ 施行日と既存施設の経過措置



延べ面積1,000㎡未満の施設では、水道を利用する「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」を設置することが認められており、技術上の条件も緩和されています。また、建物の位置、構造、設備等の状況によっては、スプリンクラー設備の設置を免除される場合があります。設置基準の詳細や具体的な設置方法などについては、建物所在地を所管する消防機関にお問い合わせください。

問い合わせ先



小規模な施設における

防火安全対策

まさかの火災に、日頃の心構えと備えが重要です。

1 日常の火気管理

▼火の始末



寝たばこは絶対にやめ
ましょう。
また、決められた場所で
喫煙をしましょう。

▼キッチン周り等の火気管理 整頓



火を使用する 前には、
周囲の整理をして正しく
使いましょう。

2 火災発生時の対応

▼迅速な対応



中ページ
上段へ

万が一、火災が発生した場合には、迅速
かつ的確な対応ができますか？
被害を最小限に食い止めるため、日頃の
心構えと備えが重要です。

4 設備の設置

▼設備の設置 維持 管理



連動型住宅用火災警報器は、正しく 設置し、
日常の維持・管理をすれば火災の早期発見
にとっても有効です。

裏表紙へ

3 消防訓練にあたって



中ページ
下段へ

消防訓練を行う 際は、事前準備を行うと
ともに、安全に注意して実施しましょう。
また、終了後には、良かった点や反省点
を確認して次回に活かしましょう。



もしもの火災! 対応行動を

■火災ではなかった場合



火災が発生していても、電池切れや故障などにより、住宅用火災警報器が鳴動することがあります。このような場合には、メーカーの相談窓口に連絡してみましょう。

■火災場所の確認



火災の疑いのある部屋に駆け付けます。このときには、消火器を携行します。

■火災室からの避難



火災室に自力で避難できない方がいる場合には、適切な介助に室の外の安全な場所に避難させましょう。

■火災覚知



住宅用火災警報器が鳴動したら、素早く行動を起こします。

■消防隊への情報提供



消防隊が到着したら、逃げ遅れ者やケガ人の有無など必要な情報を伝えます。

■火災室以外にいる者の建物外等への避難



火災の発生を呼びながら、逃げ遅れ者の有無を確認していきます。自力避難できない方などには、適切な介助を行います。

火災発生時の行動

万が一の備え 消防訓練を実施

訓練実施の事前準備など

- 訓練中にケガをしないよう、心がけましょう。
- 訓練は、避難が最も困難な状況を設定します。
- 利用者が訓練に参加できないときは、職員が代役となるか、人形で代用しましょう。
- 近隣に、非常時に協力してくれる方がいる場合は、一緒に訓練を行うと良いでしょう。
- 自力で避難できない方がいる場合は、介助方法を事前に理解しておきましょう。
- 訓練実施後は、良かった点や反省点を確認して、次回に活かしましょう。

■実際に避難介助や初期消火・通報行動を短時間に行う訓練をしてみましょう

▼通報訓練

●119番受付員役

▼避難介助



▼初期消火動作



- ・ピンを抜くなどの動作を行った上で放出姿勢をとり、15秒間維持します。
- ・消火器の場合は3~6m離れた位置からねらいます。

火事ですか、救急で場所はどこですか？
何が燃えていますか？

あなたの名前と、今している電話番号を教えてください

実際に火災が発生したとき、あわてて一方的に話すことができないように、事前に正しい対応を覚えておきましょう。

消防訓練にあたって

対応行動を頭に入れておきましょう。

■火災室からの避難



火災室に自力で避難できない方がいる場合には、適切な介助により、一時的に火災室の外の安全な場所に避難させましょう。



■初期消火および戸の閉鎖



火災室に逃げ遅れ者がいないことを確認し、消火器などを使って消火をします。なお、炎が既に天井まで届いているなど消火が困難な場合には、避難を優先します。



火災室を離れるときには、火災を拡大させないように、ドアや引き戸を閉めることが大切です。

火災室以外にいる者の建物外等への避難

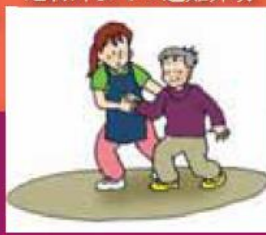


主を呼びながら、逃げ遅れ者の有無を確認していきます。できない方などには、適切な介助を行います。



火事です！
避難してください！

■火災室にいた自力避難困難者の建物外までの避難介助



一時的に火災室の外に避難した方を、建物の外の安全な場所まで避難させます。

■消防機関への通報



消防機関へ119番をして、必要な事項を速やかに伝えます。
※通報に関しては、この流れにとらわれることなく、できるだけ早いタイミングで行ってください。

消防訓練を実施しましょう。

避難介助や初期消火・通報行動を 消防訓練で実践してみよう

▼通報訓練

●119番受付員役

火事ですか、救急ですか？
場所はどこですか？
何が燃えていますか？

あなたの名前と、今かけている電話番号を教えてください

●通報者役

火事です
〇〇市〇〇町〇〇番〇号です
〇〇が燃えています

私の名前は〇〇〇〇です
電話番号は
〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇です

実際に火災が発生したときには気が動転し、落ち着いて通報できなくなる場合があります。あわてて一方的に話すと正確に伝わらない上、時間もかかりますので、落ち着いて聞かれたことに正確に答えていくと良いでしょう。ただし、通報している場所までに煙や火が拡大するなどの危険が迫っている場合は、すぐに避難しましょう。

自己チェックのポイント

- ☐ 訓練はケガなく、実施できましたか。
- ☐ 住宅用火災警報器の適切な取り扱いが理解できましたか。
- ☐ 各部屋を確認し、火災場所の確認ができましたか。
- ☐ 火災場所の確認時には、消火器を携行しましたか。
- ☐ 消火器の使い方はわかりましたか。
- ☐ 適切に119番通報できましたか。
- ☐ 自力で避難できない方を適切に介助できましたか。
- ☐ 火災室を離れるときは、入り口のドアや引き戸を閉鎖しましたか。
- ☐ 逃げ遅れ者の有無を確認しましたか。
- ☐ 消防隊へ必要な情報を適切に伝えることができましたか。
- ☐ 近隣協力者との連携がうまくできましたか。

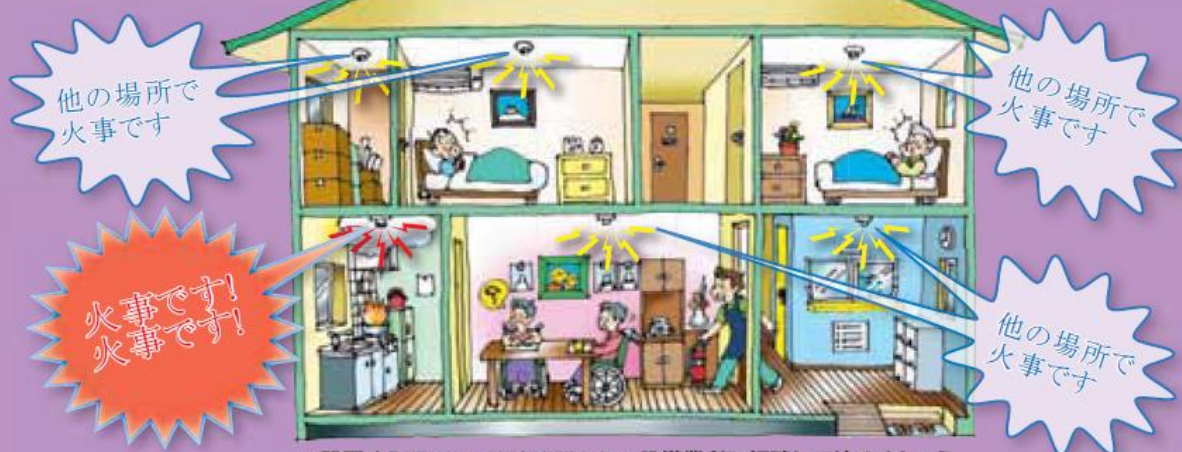
その他、気付いたことなどを皆さんで話し合いながら、万が一の火災に備えましょう！

- ・ピンを抜くなどの動作を行った上で放出姿勢をとり、15秒間維持します。
- ・消火器の場合は3~6m離れた位置からねらいます。

連動型住宅用火災警報器 って

火災室の住宅用火災警報器と他の住宅用火災警報器が連動することで、建物内の全ての住宅用火災警報器が一斉に鳴動し、警報音又は音声で火災の発生を知らせます。

どんなもの？



※設置する場所は、消防機関または設備業者に相談して決めましょう。

火災発見までの流れ



火災室の住宅用火災警報器と他の住宅用火災警報器が連動することで、一斉に鳴動します。



各居室を見て廻り、火災室を特定します。なお、火災室の住宅用火災警報器が、他の住宅用火災警報器と異なる音声を発するタイプのものもあります。

※詳しくは、取扱説明書で確認して下さい。



感知場所を発見したら火災の有無を確認します。

日常の点検



ボタン又はヒモにより、作動点検をすることができます。また、住宅用火災警報器の電池寿命は10年が目安です。

設置上の留意点

▼壁面からの取付位置



住宅用火災警報器の中心を壁から60cm以上離します。

▼梁などがある場合



住宅用火災警報器の中心を梁から60cm以上離します。

▼エアコンなどの吹き出し口付近の取付位置



換気扇やエアコンの吹き出し口から1.5m以上離します。

▼壁面に設置する場合



天井から15～50cm以内に住宅用火災警報器の中心がくるように取り付けます。

ご不明な点がある場合はこちら



ビデオを貸出しています。



その他

- ・火災時、あなたはどうする！ **NEW**
 - 小規模社会福祉施設等における避難訓練等の方法-
- ・いのちを守る
 - 福祉施設火災の初期消火-



消防局予防部予防課	TEL 043-202-1664
中央消防署予防課	TEL 043-202-1617
花見川消防署予防課	TEL 043-259-2571
稲毛消防署予防課	TEL 043-284-5144
若葉消防署予防課	TEL 043-237-8041
緑消防署予防課	TEL 043-292-6147
美浜消防署予防課	TEL 043-279-0196

